

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月14日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第10号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
略			略		
教育委員会の事務部局	略	3種	略	略 政策調整監 <u>図書館長</u>	3種
	略 政策調整監				
	略				
	略 教育センター所長 <u>図書館長</u> 屋島少年自然の家所長	5種			
略					
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。